

審議を行い、採決を行う権限が中心となることから、その職務遂行に際して善管注意義務を尽くすためには当該審議等に関する情報収集を行うことが重要となる^(注15)。

この点、原則として、会社において情報収集・調査・検討等に関する体制が十分に整備されている場合には、社外取締役は、当該業務を担当する取締役等が行った情報収集等の結果に依拠して意思決定を行えば足りるものと解されている^(注16)。

(2) 取締役の監視義務

株式会社の取締役は、会社に対し、取締役会に上程された事項についてのみならず、代表取締役の業務執行全般についてこれを監視し、必要があれば代表取締役に対し取締役会を招集することを求め、又は自らそれを招集し、取締役会を通じて業務の執行が適正に行われるようるべき職責を有する^(注17)。

社外取締役についても、同人が社外の者であることや、業務執行に関与しない立場にあることを考慮する必要はあるが、一般的な善管注意義務の内容は同様と解するのが相当である。また、監視義務も過失責任であるから、取締役の責任が肯定されるためには当該違法な業務執行を発見することができるような事情が存在し、かつ、取締役がこれを知り得ることが必要であると解するのが相当である^(注18)。

3 社外取締役の責任に関する裁判例

(1) 責任が認められた事例

a 最三小判昭55・3・18金法930号40頁

(a) 要旨

「株式会社の取引先の会社の代表者の地位にある者が、要請によって右株式会社の資本金の5分の1に相当する株式を取得するとともに、株式会社には常勤せず、その経営内容にも深く

関与しないことを前提とするいわゆる社外重役として名目的に取締役に就任したものであつても、同株式会社の代表取締役の業務執行を全く監視せず、取締役会を招集することを求めたり、又は自らそれを招集したりすることもなく、同人の独断専行に任せ、その間、同人が代金支払の見込みもないのに商品を買い入れ、その代金を支払うことができずに売主に対し、代金相当額の損害を与えた場合には、右名目的取締役は、商法266条ノ3第1項前段所定の損害賠償責任がある」^(注19)。

b 神戸地裁尼崎支判平7・11・17判時1563号140頁（ネオ・ダイキヨー自動車学院株主代表訴訟の第1審）

(a) 事実の概要

株式会社ネオ・ダイキヨー自動車学院（以下「自動車学院」という）の株主である原告らが、同社の代表取締役または取締役である、被告ら（Y₁～Y₅）に対し、被告Y₁（同社の代表取締役）が、同社と株式会社ネオ・ディ（以下「ネオ・ディ」という）の双方を代表して、自動車学院がネオ・ディから、ネオ・ディ所有の建物（以下「本件建物」という）及びその敷地である土地（以下「本件土地」という）を購入したことが、取締役の利益相反行為（商法266条1項4号）及び法令・定款違反行為（同項5号）に該当し、自動車学院の損害を及ぼしたとして、同項4号及び5号に基づき、会社のために損害賠償を求めた株主代表訴訟である。

(b) 要旨

「被告Y₅は、いわゆる非常勤社外重役とはいえ、その割合は少ないながら、自動車学院の株主であり、しかも毎月一定額の役員報酬を貰っていて、定例の取締役会には當時出席し、意見を述べて来ており、その中立的立場からして、

(注15) 日本弁護士連合会司法制度調査会社外取締役ガイドライン検討チーム編・前掲注12・27頁。

(注16) 日本弁護士連合会司法制度調査会社外取締役ガイドライン検討チーム編・前掲注12・77頁。

(注17) 最三小判昭48・5・22民集27巻5号655頁。

(注18) 東京地判平28・7・14判時2351号69頁。

(注19) 裁判所ウェブサイト (http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=64259)。

むしろ忌憚のない客観的意見を述べ得る立場にあって、実質的にも、取締役の忠実義務ないし監視義務を果たすことが期待できる取締役の一人であったことが認められる。…被告Y₅は、取締役たる議長として、議事を進めるにあたっては、単に形式的に「慎重に審議するように」と告げるだけでは、到底前記監視義務を尽くしたことにはならず、…本件取引が承認されることを阻止することができる立場にありながら、これを怠ったものといわざるを得ない。…そして、「中立」といいながら、実質的には、Y₁の思いどおりに本件取引の根回しや、取締役会の議事が前向きに進行するのを終始黙認し、本件決議を成立させ、本件取引実行へと導いたY₅の法的責任は、決して軽視することはできない」として、商法266条1項5号により、他の取締役と連帶してその責任を負うと判断された。

(2) 責任が認められなかった事例

a 大阪高判平10・1・20金法1531号59頁（前記1) b の控訴審）

(a) 要旨

「取締役会の議長の権限については、商法に全く規定がないし、自動車学院の定款にも規定がなく、取締役会でこれについての決議もされていないのであるから、…平成3年9月6日開催の取締役会におけるY₅（前事例の社外取締役と同人）の議長としての権限は最小限の司会者としての権限しかないというべきである。そして、Y₅は、役員報酬を受給していたものの、非常勤の社外取締役であり、本件取引の目的やそれが自動車学院に損害をもたらすことを知らされてはいないのはもちろんのこと、本件取引の詳細を知ったのは取締役会の席上が初めてであり、不動産の価格については特段の知識を有しておらず、不動産鑑定士による鑑定書によっているので格別問題があると考えず…Y₅が右取締役会において、慎重に審議するよう

(注20) 控訴審（名古屋高判平25・3・28金判1418号38頁）も、原判決を維持し、控訴を棄却した。

と告げただけで、取締役会の議長として、本件取引を議決に付し、自らは議長として本件決議に加わらなかつたにとどまり、それ以上に本件決議により本件取引が承認されることを阻止すべき措置を講じなくても、取締役としての監視義務を怠ったことにはならないというべきである。のみならず、Y₅が取締役会の議長ないし取締役として本件決議に反対意見を述べても多数決で本件決議が採決されていたことは明らかであり、また、本件決議を採決に付さなかったとしても、…右義務違反と自動車学院の損害との間に相当因果関係はないということができる」として、商法266条1項5号の責任はないとした。

b 名古屋地判平23・11・24金判1418号54頁（佐藤食品工業事件の第1審）^(注20)

(a) 事案の概要

原告が、後に倒産した訴外会社のコマーシャルペーパー（CP）や同社子会社の社債を購入したが、償還されず損害を被ったことから、本件CP引受け決議への賛成は取締役の善管注意義務に違反するとして、原告の取締役であった被告ら（Y₁、Y₂は社内取締役、Y₃、Y₄は社外取締役）に対し損害賠償を請求した。

(b) 要旨

「取締役がその職務を執行するについて会社が損失を被った場合に、取締役の善管注意義務違反、忠実義務違反の有無は、当該取締役が職務の執行にあたってした判断につき、その基礎となる事実の認定または意思決定の過程に企業人として看過し難い過誤、欠落があるなどの理由により、取締役に付与された裁量権の範囲を逸脱したかどうかによって決するべきである」とし、Y₁、Y₂については善管注意義務違反、忠実義務違反を認めたが、Y₃、Y₄については、「客観的な資料などをもとに、原告の事業運営における本件社債購入の必要性、相当性とか、本件社債の償還可能性とかといった事情を一応検